

第3回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成19年8月20日（月）14：00～16：00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	欠席
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	
	事務局	加藤昌男	和歌山県県土整備部 技監
土橋一文		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株)地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株)地域計画建築研究所大阪事務所次長	
西村 創		(株)地域計画建築研究所大阪事務所所員	

○ 議事

- 和歌山県の景観施策の枠組みについて
- 和歌山県景観条例骨子について
- 熊野参詣道（中辺路）地域におけるケーススタディについて

以上事務局より説明

委員A : 前回と大きく変わったところとしては、全県域に広くかけるというところがあるが、どこからでも良いのでご意見あるだろうか。

熊野参詣道の部分については、第一次特定地域とし、順次これを増やしていくという考え方でよいのか。

事務局 : その通りである。

委員B : 特定地域と一般地域と2種類にし、自主条例で県独自の景観施策で取り組む形

にしているのは、まちづくりの地方分権化という意味でも望ましいと思う。

公共事業についても、記述していただいたことは良いことである。資料内のタイトルで公共施設と公共事業と異なるっているが、これは公共事業ではないのか。またタイトルが変わっているだけで、中身については、同じと理解してよいのか。

公共事業に関する景観形成指針で配慮すべき事項を指針として定めるとあり、事業についても必要な措置を講じるとなっているが、県が事業を進めていく際には遵守するということか。

責務の中で、公共事業を通じて良好な景観形成を先導するというのは、民間に対しても先導するという意味でよいのか。

事務局 : 記述については公共事業が正しいものである。また県としては、遵守していくという考えである。国や市町村に対しても県が率先して、指針に沿っていただくよう要請をしていきたいと考えている。

委員A : 基準は必ず守る必要があるもので、指針はお願いするというものである。県としては基準という考えであるが、国に絶対守れということはいいいにくいので、指針となっているということだろう。

委員B : 資料で、大規模行為の規制等があがっているが、既に出来てしまっている景観上良くないと考えられる石切場や開発中のゴルフ場については、規制誘導について何か措置を考えているのか。

事務局 : あくまでも現在考えているのは、これから何かが行われるところに対してのものであって、既存のものについては、お願いという部分を越えることは難しいのではないかと考えている。

委員C : 大規模行為の規制誘導とあるので、今回の景観条例の中に既存施設に対する指導といった部分も盛り込んでいく必要があるのではないかと。

委員A : このことについては難しい部分であるとは思いますが、一つの方法としては知事が景観上非常に重要であると考えるところについては、景観審議会にかけるといったことが考えられるのではないかと。

委員A : 今日の資料では、具体的な数値基準が載っていないが、そのあたりについてはどう考えているのか。

事務局 : 数値的なものについては、県下の状況や他県の例などを参考に現在検討中である。

委員A : 全県に係わる部分なので、その他の法令や規制との関係の整合性も検討した上で、数値とそれにかかる想定の数とといったところも出していただき、この場で議論しておく必要があると思う。

委員D : 一般地域と特定地域を区分することですっきりしたと思うが、一般地域は最低限のものを定めるという感じで、特定地域はゾーンとして守っていくという

感じがあるのだが、若干腑に落ちない部分がある。というのは、今回の景観条例は、いわば景観の憲法のようなものであるのだが、その基本理念の部分は、もっぱら特定地域を対象としたものとなっていると思う。

一般地域を含むすべての領域において、開発行為というのは周囲の景観に配慮しなければならないということが、基本理念として掲げられるべきだろう。前文や総則の部分に、そのあたりのことを載せるべきではないか。

事務局：基本理念の中では、これまでお話ししていました3つの視点をもとにしているが、前文の中で、目的としてうまく対処できればと思う。

委員A：事業者の責務の部分でも、周囲との調和といったところを掲げるということも考えられる。開発行為において周囲との調和を考えるというのは特別なことではなく基本的なことであり、非常に重要である。

委員E：景観計画の策定等の部分であるが、特定地域についてはどのようなところを想定しているのかについては分かるが、県全域の部分の目的等の書き込みがあってもいいかと思う。

景観協定については条例の中には見あたらないが、このあたりの扱いをどう考えているのか。景観協定は2種類のパターンがあって、全員同意の必要な景観法に基づくものと全員合意を必要としない自主条例のものもある。今回のものはどちらを想定しているのか。

事務局：ご指摘の協定の部分は、他県では協定や協約といった形で全員同意でないものもあるということであると思うが、現在事務局としては全員合意の法定の条例を想定している。

委員A：色々な考え方があると思うが、県としてやるべきことと市町村がやるべきことがあって、全部を県の条例で書くということは難しいと思う。バランスが重要だろう。

委員B：景観資源の発掘及び共有で活用できるよう必要な措置を講じるとあるが、どのようなものを想定しているのか。

事務局：景観づくりに関わる取り組みの支援の中で、地域の特性を活かした景観形成のための景観づくり資源を、県民から広く集め、基準を作った中で、審査し登録、共有のための発信をおこなっていきたいと考えている。

委員A：熊野参詣道のケーススタディがでているのだが、範囲などについてもどのレベルまでこの検討委員会で検討をする必要があるのか。それとも、計画の中ではこのようなものが決めて行かれるという認識を持つ程度でよいのか。

事務局：詳細については、景観計画の策定の段階で議論していきたいと思っている。条例の枠組みを議論する際に具体的にイメージしておいていただくために用意したものである。

委員A：区域等の具体的なところは来年度検討していきたいということか。

- 事務局 : はい。
- 委員F : 特定地域の地元市町村への対応をどのように考えているのか。
- 事務局 : 来年度、景観計画を検討するにあたり、地元の合意形成をしていきたいと考えている。
- 委員A : 現実的には、地元説明会などを考えているということだろうか。
- 事務局 : はい。
- 委員E : 集落及びその近傍の景観の保全については、和歌山県として、こちらから何かをするということではなく、地元の意見を尊重しながらルールづくりを行っていくということだが、きちんと機能するのだろうか。
- 景観計画の中に住民提案等も考えられるが、どのように考えているのか。
- 委員G : 公共事業に関する指針という表現がとられているが、県の事業として本宮の大斎原の河川周辺でも開発が実際に起こっているのが現状である。そのあたりとの整合性をどうするのか。他部署との連携はしっかりして欲しい。
- 事務局 : 景観協定については、地元の意見尊重の中で、機能するためにはプロセス支援として、アドバイザー派遣等の施策をしていきたいと思う。
- 公共事業については、県庁内を横断的に協議していく。また国やJHやJRについても指針を守っていただけるように要請していきたい。
- 委員A : 具体的に、開発の場所の話も出てきていたが、事業の行われている場所や計画のある場所、またその内容についても次回報告していただければと思う。
- 委員E : 可能であれば、熊野参詣道の地図などにこれから予定されている公共事業等をプロットしたものがあればわかりやすい。
- 委員A : 次年度、景観計画の中で検討していく内容であると思うので、宿題として検討していただければと思う。
- 委員H : 集落の近傍景観の保全をどのような形で実施できるのかは重要な点である。建物や工作物に限らず、農業や林業の仕方にも関わってくるものではないか。
- 景観に優しい農業や林業といったものを検討できないかと思う。滋賀県では、環境に優しい農業なども行われている。
- 事務局 : 景観に優しい農業や林業については、景観農業振興整備計画等で連携を図っていききたいと思う。
- 委員A : 集落の近傍景観の保全に限らず、主要道路沿道の景観についても同じようなことを考える必要があるだろう。
- 委員G : 棚田の景観についても素晴らしいといわれているが、実際には高齢化が進み、獣害などに対応することが困難になりつつある。
- 委員E : 実際に条例を動かしていくと、屋外広告物条例や市町村の世界遺産条例、文化財法、自然公園法、森林法、農振法等と重複申請が発生してくると思う。そのあたりについても整理していく必要があると思う。

- 事務局 : 類似の目的の規制が重複している場合の申請等の扱いについては検討していきたい。
- 委員A : 想定される件数について何かお話しできることはあるか。
- 事務局 : 想定件数については、事務局内では調査を行っている。把握できている和歌山市を除いたもので建築の確認申請等であれば、大規模なものは県下で年に150件ほどである。世界遺産条例内では条例の対象となる小さなものも含めて年に20~25件程度である。
- 委員C : 一般地域と特定地域のエリアの線引きはどのようになるのか。河川や山になるのか。また道路から一定の距離となるのだろうか。
- 事務局 : 景観計画区域は県下全域にしたいと考えているが、景観上重要な地域で複数の市町村にまたがるものについては特定地域と考えている。線引きについては、これからであるが、河川や市町村界などを含めて検討していくつもりである。
- 委員A : 県下全域のものについては、景観法の景観計画区域にあたるもので、特定地域というものは県独自の仕分けの仕方であろう。
- 委員H : 参考資料の図であるが、本来は景観地区というものがあったと思うが今回のものではなぜ無いのか。
- 事務局 : 景観地区については都市計画法に基づいて市町村で定める区域となっているので県の施策としては外した。
- 委員F : 特定地域の中で屋外広告物については検討をしていく必要があると思っており、今後県下で大きさや色等の統一感を出していく必要があると思う。観光地についても案内板の素材として間伐材の使用や外国語の表記等についても検討をしていく必要があると思う。
- 委員A : 屋外広告物について、特定地域で何かアクションを起こしていくということを考えているか。
- 事務局 : 特定地域の道路については、地域の方の生活もあるということでそのあたりも踏まえて、どのような制限が適正なのかということも含めて、景観計画で検討していくことができればと思う。
また外国語の表記についても、道路部局として検討を行っているところである。景観への配慮という点で間伐材についても検討している。
- 委員A : 具体的な部分については、いずれ景観計画の検討の際に整理にして提示していただければと思う。
- 委員I : 支援及び啓発の部分であるが、特定地域で何がなされていくのかということが分かりにくい。中辺路で行っていくこととして、支援として何かイメージされているものはあるのか。企業の森のような外の力を入れるコラボレーションを考えられているのか。
- 事務局 : まずは景観形成の支援ということを考えている。農業や林業についても、景

観条例の中では、限定的な部分に関する記述しかできないが、地域の特性を活かした景観計画では、そのあたりについても記述していきたいと思う。その中で企業の森のようなことが考えられるかと思う。

委員 J : 次回委員会の後、パブリックコメントを行うことになっているが、具体的にどのような形でおこなっていく予定にしているのか。

事務局 : 条例の骨子に近いようなもので公開し、県民の皆さんからご意見をいただきたいと思っている。

委員 A : 詳しくいうと、骨子に文章化され肉付けされたものというイメージだろうか。

事務局 : はい。

委員 A : その際に、この場では議論の基礎になるような資料を出していただいているが、そのあたりは公開するのか。

事務局 : 条例の骨子のみを考えている。

委員 A : 今日の議論の内容としては、条例の全体的な骨子については、大きな異論はないように思う。

具体的な質問や意見としては、次のようなものがあつたかと思う。

①条例の考え方を景観計画の中にどのように反映するのか。

②公共事業は本当に指針に沿って行われていくのか、また現在行われている公共事業との整合性はとれるのか。

③農業や林業が景観上うまく進むしくみが、実際に実現できるのか。また支援の形はあるのか。

これらについては、今後検討していく必要があると思うが、条例のしくみとしては、このような形でよいのではないかと思うので、次のステップの景観条例の素案へと進んでいいのではないかと思う。よろしいだろうか。

その他に、次回以降の検討にあげておいていただきたいことがあれば、意見をいただきたい。

委員 H : 黒江や湯浅などの歴史ある伝統的まちなみについて、今後の景観法に基づいて行っていくのか、文化財保護法に基づいて行っていくのか、どのように考えて行けばいいのか。

事務局 : 方法としては、どちらも使っていくことが考えられるかと思う。両方とも大きな目的は美しい景観づくりや保全であるので、うまく連携をさせて考えていければと思う。現時点では、その具体的なところまでは至っていない。

委員 A : 考え方としては、メニューが増えたということで、うまくいく方法で行っていけばいいということではないかと思う。

委員 H : 行政内の連携については、密に行ってもらいたいと思う。

委員 E : 内容として異論があるわけではないが、骨子を見ると農山漁村における景観

の形成という部分があるが、他の項目との並びを見ていると、何か唐突なイメージをうける。入れている理由に何か意図があるのか。

事務局 : 農山漁村における景観の形成についても重要であるという認識でこちらに入れている。ただ唐突なイメージについては何か工夫をすることで解消できればと思う。

委員H : 和歌山県の景観の特徴として、重要な要素として考えているものに、立派な庭木があると思う。しかしこれは建造物ではないので、伝統的建造物保存などでは対象にはなっていない。このあたりについても、うまく残していける用にしていきたいと思う。

委員A : 一つとしては、先ほどのお話にもあった、景観資源の登録というものがあるかもしれない。

事務局 : 県民から推薦による登録についても一つの方法であると思う。